

家庭系可燃ごみ処理有料化について

1 これまでの取り組みについて

平成 30 年 6 月 東浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例・規則改正

同 7 月 広報ひがしうら 7 月 15 日号にて、家庭系可燃ごみ処理有料化の実施をお知らせ

同 8 月 東浦町指定ごみ袋取扱店に関する要綱の策定
指定ごみ袋販売店向けの説明会の実施

同 9 月 住民説明会の開始
実施回数 86 回
参加率 対象世帯数約 15,000 世帯のうち約 19%

広報ひがしうら 9 月 1 日号にて、事業実施の目的、これまでの変更点をお知らせ

同 10 月～ 家庭系可燃ごみ処理有料化実施の PR 入り（外袋）の指定ごみ袋（半透明青色）の販売を開始

平成 31 年 2 月 指定ごみ袋取扱店と委託契約を締結
店舗数 49 店舗

新指定ごみ袋の販売開始

製造枚数	指定ごみ袋 45ℓ（大）	1,130,000 枚
	指定ごみ袋 30ℓ（中）	740,000 枚
	指定ごみ袋 20ℓ（小）	250,000 枚

2 家庭系可燃ごみ処理有料化の周知について

- 指定ごみ袋販売店へ「家庭系可燃ごみ処理有料化実施のお知らせ看板」の掲示を依頼（平成 30 年 6 月）
- 広報ひがしうら 7 月 15 日号
家庭系可燃ごみ処理有料化の実施を掲載（平成 30 年 7 月）
- 転入者の方へチラシの配布を開始（平成 30 年 7 月）
- 広報ひがしうら 9 月 1 日号にて、事業実施の目的、これまでの変更点、住民説明会の日程を掲載（平成 30 年 9 月）
- 住民説明会開催のお知らせを全ごみステーションに掲示（平成 30 年 9 月）
- 住民説明会の開催のチラシを広報配布対象世帯に全戸配布を実施（平成 30 年 9 月）
- 住民説明会の実施（平成 30 年 9 月～12 月）
- 家庭系可燃ごみ処理有料化実施の PR 入り（外袋）の指定ごみ袋（半透明青色）の販売を開始（平成 30 年 10 月）
- 広報ひがしうら 1 月合併号で、家庭系可燃ごみ処理有料化の実施内容、住民説明会での主な質問に関する Q&A を掲載（平成 31 年 1 月）
- 広報ひがしうら 2 月 1 日号で、指定ごみ袋取扱店一覧を掲載（平成 31 年 2 月）
- 家庭系可燃ごみ処理有料化の案内を含めた「ごみの分け方・出し方ポスター」を配布（平成 31 年 3 月）
- 広報ひがしうら 3 月 1 日号で、家庭系可燃ごみ処理有料化の実施のお知らせを掲載
- 町内ごみステーションに、家庭系可燃ごみ処理有料化の実施に関する啓発看板を設置（平成 31 年 3 月）

<関連項目>

- ごみの分け方・出し方シリーズの連載（全12回）
（平成30年1月～12月の毎月1日号の広報）

- 広報ひがしうら12月15日号で、「羽毛ふとんの資源回収」について
のお知らせを掲載

3 説明会での主なご質問について

9月9日から12月15日の間、86回実施した説明会でのご質問と回答を124に整理し町のホームページに掲載しました。

広報ひがしうら1月合併号にも一部掲載しましたが、ほかに多かったご質問と回答を別紙1にまとめました。

4 現在の指定ごみ袋（半透明青色）の買戻しについて

(1) 対象

3月までの町指定ごみ袋（半透明青色）で未使用のもの。
買戻しは1枚単位。

(2) 実施時期等

●期 間 5月13日（月）～11月29日（金）（土日祝日を除く）

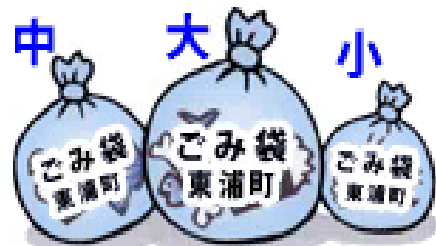
●場 所 役場西会議室棟1階 西会議室1
（5月13日（月）～5月31日（金））

役場環境課
（6月3日（月）～11月29日（金））

●時 間 9：00～16：00

(3) 買戻し価格（袋1枚あたりの単価）

指定ごみ袋のサイズ	価 格
45ℓ（大）	8円
30ℓ（中）	6円
20ℓ（小）	5円



(4) 出張買戻しの日時・会場

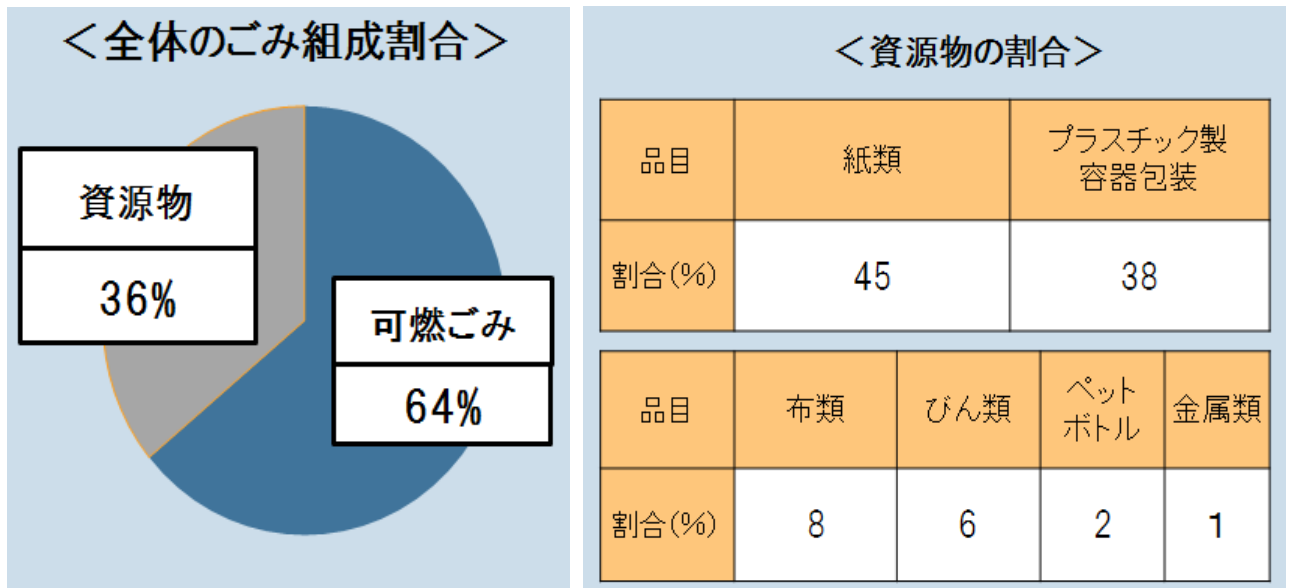
日にち	時 間	場 所
5月18日（土）	9：00～12：00	生路コミュニティセンター
5月19日（日）	9：00～12：00	石浜コミュニティセンター
5月25日（土）	9：00～12：00	森岡コミュニティセンター
5月26日（日）	9：00～12：00	卯ノ里コミュニティセンター
6月1日（土）	9：00～12：00	県営東浦住宅集会所
6月2日（日）	9：00～12：00	森岡台自治会集会所
6月8日（土）	13：30～16：30	藤江コミュニティセンター
6月9日（日）	9：00～12：00	西部ふれあいセンター
6月16日（日）	9：00～12：00	緒川コミュニティセンター
6月23日（日）	9：00～12：00	石浜中自治会集会所

5 ごみの組成調査の予定について

平成 31 年度中に、家庭から排出される可燃ごみの中身を確認するための「組成調査」を実施する予定です。

実施時期、回数等は現段階では決まっていますが、調査結果については、広報、ホームページ等を通じて、住民の皆さんへお知らせする予定です。

なお、平成 29 年 5 月に実施した組成調査の結果は下記のとおりです。



6 今後の対策について

(1) 違反ごみ排出者への指導

もえるごみが収集日以外の日に出されている、町指定ごみ袋以外の袋が使われているなど、繰り返しルールを守らない状況が続く場合は、環境課でごみ袋の中身を確認し排出者が特定できた場合には、その方へ通知等による指導を行います。

(2) ごみステーションへの立ち当番

平成 31 年 4 月 1 日（月）以降、ごみの排出状況を確認し、啓発や指導等の方法でもごみ出しのルールがなかなか守られない箇所については、町職員による立ち当番を実施する予定です。

(3) ごみ減量施策の検討

資源化率を上げるための資源回収の機会を拡充、資源回収品目の拡大等の検討をしてまいります。

なお、平成 31 年 1 月から、役場内常設資源ステーションにて、羽毛ふとん（ダウン率 50%以上のふとん）の資源回収を開始しました。

7 家庭系可燃ごみ処理有料化実施に向けたお願い

(1) 情報提供について

平成 31 年 4 月 1 日以降、各地区のごみステーションで排出のマナーが悪いごみステーションについては、啓発・指導、立ち当番を行っていく予定です。ごみ収集運搬業者とも連携を図り進めて参りますが、お気づきの点があれば、情報提供をよろしくお願ひします。

(2) 新たな指定ごみ袋の取扱いについて

新たな指定ごみ袋（半透明白色）は、商品ではありません。

指定ごみ袋の販売価格は、町の条例で定めるごみ処理手数料です。

この手数料は、ごみを排出する方から徴収することと条例で規定していますので、自治会や団体で新たな指定ごみ袋を景品やお礼品等として配布することはご遠慮ください。

(3) ごみゼロ運動活動時の指定ごみ袋について

ごみゼロ運動活動時に利用する指定ごみ袋は、町から各地区を經由して、住民の皆さんに配付する予定です。

また、当面は現在の指定ごみ袋（半透明青色）をご利用いただく予定です。

(4) その他

野良猫の糞や鳥の巣など、自身の責任ではないごみもあるかと思いますが、自身のごみとそれらのごみを排出時に区別することは困難であるため、無料にすることはできません。ご理解をお願いいたします。